

学年コーディネーター部に関する規程

(目的)

- 第1条 1. この規程は利府町立利府第二小学校 PTA 会則第5条の規程に基づき、学年コーディネーター部に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

- 第2条 1. 本会には、1 学年部、2 学年部、3 学年部、4 学年部、5 学年部、6 学年部の学年コーディネーター部を置く。

(事業)

- 第3条 1. 学年コーディネーター部の活動は、学年の会員相互の研修及び連絡、懇談並びに各年児童活動への協力とする。
2. 役員適任者推薦のための選考委員会を兼ねる。

(構成及び役員の選出)

- 第4条 1. 学年コーディネーター部は児童の属する学年の会員及び教師をもって構成する。
2. 各学年部には部員の互選により、部長1名、会計1名の役員を置く。

(部員及び役員の任期)

- 第5条 1. 部員及び役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠によって就任した部員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第6条 1. 部長は当該学年コーディネーター部の会務を統括する。
2. 会計は当該学年コーディネーター部の会計を掌理する。

(会議)

- 第7条 1. 部長は本会の運営上、連絡及び会員に諮る必要がある場合は、学年コーディネーター部会及び学年コーディネーター部総会を開くことができる。なお、部長は議長となり、閉会後は利府町立利府第二小学校 PTA 会長（以下会長という）に報告する。
2. 部長は、会長より学年コーディネーター部総会開催の要請を受けた場合は、学年コーディネーター部総会を開かなければならない。
3. 会長及び部長の依頼を受けた者は、学年コーディネーター部総会に出席して意見を述べるができる。ただし、決議に参加することはできない。

(雑則)

- 第8条 1. この規程に定めたもののほか、学年部の運営上必要な規程は、本会の目的と他の部との関連を考慮し、各学年部で別に定めることができる。

附 則

この規程は昭和52年4月1日から施行する。

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

令和5年4月22日 一部改正